

10 官費生規則改正届

〔明治六年十二月〕

官費生規則改正御届

(井上)

官費生規則別紙之通改正候間此段御届申候也

明治六年十二月五日

文部省 田中不二磨

(注記1)

右大臣 岩倉具視殿

官費生規則

第一章

生徒ニ官金ヲ附与シテ學術ヲ研修セシムルモノハ其成業ヲ期シ此生徒ヲシテ其學術ヲ実地ニ施行セシメ以テ官用ニ供センカ為ナリ前ニ貸費生規則ヲ設ケ諸校ニ施セシモ此意ノ外ニ出テスト雖氏今ヨリ之ヲ見レハ其方法ニ於テ其主旨ニ協ハサルモノアリ故ニ貸費生規則ハ自今廃止シ此規則ヲ議定スルハ則明治六年十一月ナリ

第二章

生徒學術優等将来成業ノ目的アリテ学資ヲ給与スルモノ之ヲ官費生トス故ニ生徒ニ定員アリ金ニ定額アリ欠員アルニ非レハ敢テ加入セス

但東京開成学校同医学校大坂開明学校長崎医学校同広運学校

等此諸校ニアル生徒ノ如キハタトヒ官費生トナルヲ望マス
シテ学資一切自ラ弁スルモノト雖氏必前章ノ旨意ヲ体認シテ
成業ヲ期スヘシ

第三章

官費生ヲ撰ムル成業ノ目的アルヲ以テ主旨トナスト雖現ニ研究
スル學術ノ等級ト年次トニ因テ之ヲ詮論セサル可カラス脩学ノ
年次ト学業ノ進級トヲ比較シテ学業年次ニ及ハサルモノハ官費
生トナスヘカラス

第四章

大学法理学 医学文学校生徒ニシテ官費ヲ附与スルモノハ中学教科卒業
ノ証アリテ其学科成業ノ目的アルモノトス

第五章

東京開成学校ニテ専門諸学科研業ノ生徒ハ予科以上優等ノ者ニ
シテ其学科卒業ノ目的アルモノトス

第六章

東京医学校ニ於テハ予科第二級以上優等ノ者ニシテ其学科卒業
ノ目的アルモノトス

第七章

東京外国語学校ニ於テハ下等語学第二級以上ニシテ其學術優等
ナルモノトス

第八章

方今官費ヲ給与スル生徒其年齢十五歳以上廿五歳以下ヲ限リト
ス

第九章

官費生ハ成業ノ后官命ニ從ヒ其職ヲ尽スヘキノ証書ヲ出シ年限
ヲ定メ其学資ヲ給与スルヲ法トス証書式別ニアリ
但奉職年間ハ相当ノ給料アルヘシ

第十章

官費生ニ学資ヲ給スル左ノ如シ

専門本科生	一月	金十二円
同 予科生	同	金十円
通弁学生	同	金十円
語学生	同	金八円

一 国ノ語学ヲ卒業シ他ノ語学ニ転進スルモノ
下等語学第二級以上

第十一章

生徒学資ヲ受クルノ多少ト年数トニ因テ奉事ノ年限アルヲ左ノ
如シ

金八円	二年	奉事十四年
金十円	二年	奉事十四年
金十二円	三年	奉事十五年
金十円	三年	奉事十五年
金十二円	四年	奉事十五年
金八円	二年	奉事九年
金十円	三年	奉事九年
金八円	二年	奉事五年
金八円	三年	奉事五年
金八円	三年	同 七年

(抹消)

第十二章

従前ノ貸費生更ニ官費生トナルモノ前ニ貸ス所ノ金額年数トモ
ニ官費ノ金額年数ニ合セテ他日奉事ノ年限ヲ定ムルヲ法トス

第十三章

給与ノ金額ハ其学校ニテ受持給養ノ法ヲ設ケ生徒ヲシテ自ラ支消スルヲ得サラシム

第十四章

生徒幾月乃至幾年間官費ヲ受クルト雖モ学力已ニ止リ進脩セサルノ証判然ナルモノハ官費ヲ止メ相当ノ奉事ヲ命スルヲアルヘシ

第十五章

官費生病氣其他止ヲ得サル事故アリテ退学スルモノハ其事實ヲ糾シ許スヲアルヘシ

第十六章

官費生在校期中ハ官員ニ登庸スルヲ得ス

第十七章

官費生一等親ノ病変或ハ不得止事件ニテ一時帰省下宿ヲ願フモノハ已ニ給与ノ衣服靴傘類ノ外日用ノ給与ヲ止メ再ヒ帰校スルノ日ヨリ給付スルヲ法トス

第十八章

生徒修学ノ年間ト進歩ノ次第ト比較シテ學術非凡優等ナルモノハ年数ニ拘ラス格別ノ検査ヲ遂ケ官費生ヲ命スルヲアリ

証書雛形 料紙美濃紙 二ツ折

私儀今般法医理諸芸鉦山 工業天文通弁 学官費生被仰付向フ幾年間学資御給与被下置候旨領承仕候然ル上修業年間ハ勿論卒業ノ後御規則之通一切官命ニ奉順可仕候依テ証書差出候也

年月日

何府貫属士族僧侶平民
何郡何処或ハ何町住某長男次男 或ハ弟
本人 姓名印
当何年何月

右之通相違無之依テ奥印仕候也

文部省長官某殿

証人 姓名印
父母或証人 本管属族

(注記)

「六」(簿冊内件名番号)

明治十六年十一月
公文録 文部省之部 全
2A, 9, 789